

新	旧																																																				
<p><b>用地調査等業務積算基準及び標準歩掛</b></p> <p><b>第3章 積算基準</b></p> <p><b>3-1 用地測量業務</b>                      (用地測量業務構成費目の内容)</p> <p><b>2-2 用地測量業務費の積算方式</b></p> <p>(5) 技術管理費の積算</p> <p>② 成果検定費</p> <p>成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は諸経費の対象とはしない。</p> <p>また、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。<u>(測量内容によって測量成果検定料に電子納品検定料が含まれている場合と別途計上の場合があるため。)</u></p> <p>(成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業量)</p> <p><b>3-2 調査業務</b>                      (業務費の内容及び積算)</p> <p><b>2 調査業務費</b></p> <p>(1) 直接原価</p> <p>① 直接人件費</p> <p>(ウ) 補正率の取扱い</p> <p>各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員(歩掛)は、小数点以下第3位を切捨てとする。</p> <p>なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。</p> <p>(例示) 木造建物 A (表2-5) の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th>(基準値)</th> <th rowspan="2">補 正 率</th> <th>(補 正 値)</th> </tr> <tr> <th>規 模</th> <th>規 模</th> </tr> <tr> <td></td> <td>70 m<sup>2</sup>以上 130 m<sup>2</sup>未満</td> <td></td> <td>200 m<sup>2</sup>以上 300 m<sup>2</sup>未満</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技 師 A</td> <td style="text-align: center;"><u>0.68 人</u></td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;"><u>1.22 人</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>2.08 人</u></td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;"><u>3.74 人</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 C</td> <td style="text-align: center;"><u>1.42 人</u></td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;"><u>2.55 人</u></td> </tr> <tr> <td>技 術 員</td> <td style="text-align: center;"><u>0.13 人</u></td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;"><u>0.23 人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 補正率は、表2-6で定める率である。</p>	職 種	(基準値)	補 正 率	(補 正 値)	規 模	規 模		70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満		200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	<u>0.68 人</u>	1.80	<u>1.22 人</u>	技 師 B	<u>2.08 人</u>	1.80	<u>3.74 人</u>	技 師 C	<u>1.42 人</u>	1.80	<u>2.55 人</u>	技 術 員	<u>0.13 人</u>	1.80	<u>0.23 人</u>	<p><b>用地調査等業務積算基準及び標準歩掛</b></p> <p><b>第3章 積算基準</b></p> <p><b>3-1 用地測量業務</b>                      (用地測量業務構成費目の内容)</p> <p><b>2-2 用地測量業務費の積算方式</b></p> <p>(5) 技術管理費の積算</p> <p>② 成果検定費</p> <p>成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は諸経費の対象とはしない。</p> <p>また、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。</p> <p>(成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業量)</p> <p><b>3-2 調査業務</b>                      (業務費の内容及び積算)</p> <p><b>2 調査業務費</b></p> <p>(1) 直接原価</p> <p>① 直接人件費</p> <p>(ウ) 補正率の取扱い</p> <p>各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員(歩掛)は、小数点以下第3位を切捨てとする。</p> <p>なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。</p> <p>(例示) 木造建物 A (表2-5) の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th>(基準値)</th> <th rowspan="2">補 正 率</th> <th>(補 正 値)</th> </tr> <tr> <th>規 模</th> <th>規 模</th> </tr> <tr> <td></td> <td>70 m<sup>2</sup>以上 130 m<sup>2</sup>未満</td> <td></td> <td>200 m<sup>2</sup>以上 300 m<sup>2</sup>未満</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技 師 A</td> <td style="text-align: center;"><u>0.51 人</u></td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;"><u>0.91 人</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>1.55 人</u></td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;"><u>2.79 人</u></td> </tr> <tr> <td>技 師 C</td> <td style="text-align: center;"><u>1.10 人</u></td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;"><u>1.98 人</u></td> </tr> <tr> <td>技 術 員</td> <td style="text-align: center;"><u>0.12 人</u></td> <td style="text-align: center;">1.80</td> <td style="text-align: center;"><u>0.21 人</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 補正率は、表2-6で定める率である。</p>	職 種	(基準値)	補 正 率	(補 正 値)	規 模	規 模		70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満		200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	技 師 A	<u>0.51 人</u>	1.80	<u>0.91 人</u>	技 師 B	<u>1.55 人</u>	1.80	<u>2.79 人</u>	技 師 C	<u>1.10 人</u>	1.80	<u>1.98 人</u>	技 術 員	<u>0.12 人</u>	1.80	<u>0.21 人</u>
職 種		(基準値)		補 正 率	(補 正 値)																																																
	規 模	規 模																																																			
	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満		200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満																																																		
技 師 A	<u>0.68 人</u>	1.80	<u>1.22 人</u>																																																		
技 師 B	<u>2.08 人</u>	1.80	<u>3.74 人</u>																																																		
技 師 C	<u>1.42 人</u>	1.80	<u>2.55 人</u>																																																		
技 術 員	<u>0.13 人</u>	1.80	<u>0.23 人</u>																																																		
職 種	(基準値)	補 正 率	(補 正 値)																																																		
	規 模		規 模																																																		
	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満		200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満																																																		
技 師 A	<u>0.51 人</u>	1.80	<u>0.91 人</u>																																																		
技 師 B	<u>1.55 人</u>	1.80	<u>2.79 人</u>																																																		
技 師 C	<u>1.10 人</u>	1.80	<u>1.98 人</u>																																																		
技 術 員	<u>0.12 人</u>	1.80	<u>0.21 人</u>																																																		

新

第4章 標準歩掛

4-1 調査業務

II 標準歩掛

3 現地踏査（表1-1-3）

（1業務当たり）

区分	人 員		
	測量主任技師	測量技師	測量技師補
外業	1.0	1.0	1.0

（注） 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	4.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

14 境界測量（表1-1-14）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	1.4	1.4	1.4	1.4
内業	0.7	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	2.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

第4章 標準歩掛

4-1 調査業務

II 標準歩掛

3 現地踏査（表1-1-3）

（1業務当たり）

区分	人 員		
	測量主任技師	測量技師	測量技師補
外業	1.0	1.0	1.0

（注） 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	4.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

14 境界測量（表1-1-14）

（10,000㎡当たり）

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	1.4	1.4	1.4	1.4
内業	0.7	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	2.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

15 境界点間測量 (表 1-1-15)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.2	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	3.5%	材 料 費	3.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

17 用地境界仮杭設置 (表 1-1-17)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	3.0%	材 料 費	5.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

旧

15 境界点間測量 (表 1-1-15)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員		
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手
外 業	1.2	1.2	1.2
内 業	0.2	0.4	0.4

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費 目	割 合	費 目	割 合	対象費目	係数
機 械 経 費	3.5%	材 料 費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

17 用地境界仮杭設置 (表 1-1-17)

(10,000 m<sup>2</sup>当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	0.8	0.8	0.8	0.8
内 業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	2.5%	材 料 費	5.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

新

24 用地境界杭設置 (表 1 - 1 - 24)

(10 本当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	—	1.2	1.2	1.2
内 業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	4.0%	材 料 費	<u>18.0%</u>

旧

24 用地境界杭設置 (表 1 - 1 - 24)

(10 本当たり)

区 分	人 員			
	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員
外 業	—	1.2	1.2	1.2
内 業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	4.0%	材 料 費	<u>19.0%</u>

新

4-2 調査業務  
II 建物等の調査  
4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定

表2-5

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	<u>0.42</u>	<u>0.13</u>	<u>0.13</u>	<u>0.68人</u>	
			技師B	<u>0.42</u>	<u>1.18</u>	<u>0.48</u>	<u>2.08人</u>	
			技師C	<u>0.42</u>	<u>0.63</u>	<u>0.37</u>	<u>1.42人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	<u>0.47</u>	<u>0.14</u>	<u>0.15</u>	<u>0.76人</u>	
			技師B	<u>0.47</u>	<u>1.40</u>	<u>0.32</u>	<u>2.19人</u>	
			技師C	<u>0.47</u>	<u>0.94</u>	<u>0.38</u>	<u>1.79人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	<u>0.29</u>	<u>0.09</u>	<u>0.13</u>	<u>0.51人</u>	
			技師B	<u>0.29</u>	<u>0.60</u>	<u>0.35</u>	<u>1.24人</u>	
			技師C	<u>0.29</u>	<u>0.54</u>	<u>0.38</u>	<u>1.21人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

旧

4-2 調査業務  
II 建物等の調査  
4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定

表2-5

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	<u>0.30</u>	<u>0.09</u>	<u>0.12</u>	<u>0.51人</u>	
			技師B	<u>0.30</u>	<u>0.83</u>	<u>0.42</u>	<u>1.55人</u>	
			技師C	<u>0.30</u>	<u>0.62</u>	<u>0.18</u>	<u>1.10人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	<u>0.35</u>	<u>0.09</u>	<u>0.12</u>	<u>0.56人</u>	
			技師B	<u>0.35</u>	<u>1.02</u>	<u>0.42</u>	<u>1.79人</u>	
			技師C	<u>0.35</u>	<u>0.75</u>	<u>0.18</u>	<u>1.28人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師A	<u>0.21</u>	<u>0.09</u>	<u>0.09</u>	<u>0.39人</u>	
			技師B	<u>0.21</u>	<u>0.57</u>	<u>0.32</u>	<u>1.10人</u>	
			技師C	<u>0.21</u>	<u>0.25</u>	<u>0.18</u>	<u>0.64人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

新

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

表 2 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.70</u>	<u>0.47</u>	<u>0.22</u>	<u>1.39 人</u>	
			技師 A	<u>0.70</u>	<u>0.25</u>	—	<u>0.95 人</u>	
			技師 B	<u>0.70</u>	<u>1.63</u>	<u>0.59</u>	<u>2.92 人</u>	
			技師 C	—	<u>2.10</u>	<u>0.46</u>	<u>2.56 人</u>	
			技 術 員	—	—	<u>0.22</u>	<u>0.22 人</u>	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2 - 8 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ 同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ 同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

旧

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

表 2 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図 面 等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.74</u>	<u>0.12</u>	<u>0.12</u>	<u>0.98 人</u>	
			技師 A	<u>0.74</u>	<u>2.43</u>	—	<u>3.17 人</u>	
			技師 B	<u>0.74</u>	<u>0.54</u>	<u>0.81</u>	<u>2.09 人</u>	
			技師 C	—	<u>0.27</u>	<u>0.06</u>	<u>0.33 人</u>	
			技 術 員	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12 人</u>	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2 - 8 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ 同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ 同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

新

(3) 非木造建物の調査及び算定

構造計算を行わない場合

表 2-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物 A	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>1.08</u>	<u>0.58</u>	<u>0.38</u>	<u>2.04 人</u>	用途による区分イの場合
			技師 A	<u>1.08</u>	<u>3.60</u>	—	<u>4.68 人</u>	
			技師 B	<u>1.08</u>	<u>0.48</u>	<u>1.30</u>	<u>2.86 人</u>	
			技師 C	—	<u>2.54</u>	<u>1.39</u>	<u>3.93 人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.23</u>	<u>0.23 人</u>	
非木造建物 B	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.83</u>	<u>0.49</u>	<u>0.33</u>	<u>1.65 人</u>	用途による区分イの場合
			技師 A	<u>0.83</u>	<u>2.76</u>	—	<u>3.59 人</u>	
			技師 B	<u>0.83</u>	<u>0.41</u>	<u>1.10</u>	<u>2.34 人</u>	
			技師 C	—	<u>1.98</u>	<u>0.97</u>	<u>2.95 人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.21</u>	<u>0.21 人</u>	
非木造建物 C	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.82</u>	<u>0.37</u>	<u>0.37</u>	<u>1.56 人</u>	用途による区分イの場合
			技師 A	<u>0.82</u>	<u>2.18</u>	—	<u>3.00 人</u>	
			技師 B	<u>0.82</u>	<u>0.22</u>	<u>0.79</u>	<u>1.83 人</u>	
			技師 C	—	<u>1.90</u>	<u>1.00</u>	<u>2.90 人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.26</u>	<u>0.26 人</u>	
非木造建物 D	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12 人</u>	用途による区分イの場合
			技師 A	<u>0.41</u>	<u>0.17</u>	<u>0.11</u>	<u>0.69 人</u>	
			技師 B	<u>0.41</u>	<u>1.10</u>	<u>0.34</u>	<u>1.85 人</u>	
			技師 C	<u>0.41</u>	<u>0.69</u>	<u>0.42</u>	<u>1.52 人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.18</u>	<u>0.18 人</u>	

旧

(3) 非木造建物の調査及び算定

構造計算を行わない場合

表 2-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物 A	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.87</u>	<u>0.42</u>	<u>0.30</u>	<u>1.59 人</u>	用途による区分イの場合
			技師 A	<u>0.87</u>	<u>1.81</u>	—	<u>2.68 人</u>	
			技師 B	<u>0.87</u>	<u>3.62</u>	<u>1.35</u>	<u>5.84 人</u>	
			技師 C	—	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66 人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12 人</u>	
非木造建物 B	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.67</u>	<u>0.42</u>	<u>0.30</u>	<u>1.39 人</u>	用途による区分イの場合
			技師 A	<u>0.67</u>	<u>1.41</u>	—	<u>2.08 人</u>	
			技師 B	<u>0.67</u>	<u>2.71</u>	<u>1.15</u>	<u>4.53 人</u>	
			技師 C	—	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66 人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12 人</u>	
非木造建物 C	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	<u>0.98</u>	<u>0.19</u>	<u>0.19</u>	<u>1.36 人</u>	用途による区分イの場合
			技師 A	<u>0.98</u>	<u>1.41</u>	—	<u>2.39 人</u>	
			技師 B	<u>0.98</u>	<u>2.97</u>	<u>0.81</u>	<u>4.76 人</u>	
			技師 C	—	<u>0.27</u>	<u>0.39</u>	<u>0.66 人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12 人</u>	
非木造建物 D	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	用途による区分イの場合
			技師 A	<u>0.41</u>	<u>0.12</u>	<u>0.06</u>	<u>0.59 人</u>	
			技師 B	<u>0.41</u>	<u>1.47</u>	<u>0.27</u>	<u>2.15 人</u>	
			技師 C	<u>0.41</u>	<u>0.66</u>	<u>0.19</u>	<u>1.26 人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.12</u>	<u>0.12 人</u>	

新

旧

構造計算を行う場合 表2-11

構造計算を行う場合 表2-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による区分イの場合
			技師A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技術員	—	—	0.23	0.23人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による区分イの場合
			技師A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技術員	—	—	0.21	0.21人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による区分イの場合
			技師A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技術員	—	—	0.26	0.26人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による区分イの場合
			技師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技術員	—	—	0.18	0.18人	

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分イの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による区分イの場合
			技師A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による区分イの場合
			技師A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による区分イの場合
			技師A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-12の補正率表を適用するものとする。  
 ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表2-6の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-12の補正率表を適用するものとする。  
 ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表2-6の補正率表を適用するものとする。  
 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。  
 ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用  
 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用



新

旧

(4) 建物の見積

(追加)

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表2-13によって行うものとする。

表2-13

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物の見積	棟	主任技師	—	—	0.28	0.28人	
		技師A	—	0.77	0.30	1.07人	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

新

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域内の建築物）及び第 62 条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、[表 2-14](#)によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、[表 2-15](#)により行うものとする。

表 2-14

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査 (1)	木造建物（建築基準法第 61 条に該当する建築物）
法令適合性調査 (2)	木造建物（建築基準法第 35 条、第 61 条に該当する建築物）
法令適合性調査 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第 35 条に該当する建築物）

表 2-15

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性 調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61 人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43 人	
法令適合性 調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61 人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12 人	
法令適合性 調査 (3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06 人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68 人	

6 工作物等の調査

(1) 機械設備

① 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、[表 2-16](#)の区分によるものとする。

旧

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域内の建築物）及び第 62 条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、[表 2-13](#)によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、[表 2-14](#)により行うものとする。

表 2-13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査 (1)	木造建物（建築基準法第 61 条に該当する建築物）
法令適合性調査 (2)	木造建物（建築基準法第 35 条、第 61 条に該当する建築物）
法令適合性調査 (3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第 35 条に該当する建築物）

表 2-14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性 調査 (1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61 人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43 人	
法令適合性 調査 (2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61 人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12 人	
法令適合性 調査 (3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06 人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68 人	

6 工作物等の調査

(1) 機械設備

① 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、[表 2-15](#)の区分によるものとする。

新

表 2-16

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

旧

表 2-15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

新

② 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表2-17](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (ア) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (イ) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。
- (ウ) 機械設備の算定において、再築費の見積を徴収するときは、[表2-17](#)の歩掛のうち算定の項目について、[表2-19](#)の補正を行うものとする。

[表2-17](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技術員	—	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2-18](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

旧

② 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表2-16](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (ア) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (イ) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。
- (ウ) 機械設備の算定において、再築費の見積を徴収するときは、[表2-16](#)の歩掛のうち算定の項目について、[表2-18](#)の補正を行うものとする。

[表2-16](#)

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技術員	—	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技術員	—	—	0.63	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2-17](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

新

旧

機械設備 A の場合

表 2-18

機械設備の面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 A の場合

表 2-17

機械設備の面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 B、C 及び D の場合

機械設備の面積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

機械設備 B、C 及び D の場合

機械設備の面積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
2.30	2.90	4.00	5.60

1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
2.30	2.90	4.00	5.60

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

③ 機械設備（生産設備を含む。）の見積

機械設備（生産設備を含む。）の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表 2-19](#)によって行うものとする。

③ 機械設備（生産設備を含む。）の見積

機械設備（生産設備を含む。）の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表 2-18](#)によって行うものとする。

表 2-19

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

表 2-18

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

新

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

① 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、[表2-20](#)の区分によるものとする。

[表2-20](#)

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

旧

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

① 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、[表2-19](#)の区分によるものとする。

[表2-19](#)

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

新

② 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表2-21](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表2-21

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15人	
生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人	
			技 術 員	—	—	0.19	0.19人	
生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17人	
生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2-22](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

旧

② 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表2-20](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表2-20

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15人	
生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
			技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人	
			技 術 員	—	—	0.19	0.19人	
生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
			技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17人	
生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2-21](#)の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

新

表 2-22

設備の 延べ面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 9,000 m <sup>2</sup> 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

③ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表 2-23](#)によって行うものとする。

表 2-23

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

旧

表 2-21

設備の 延べ面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 9,000 m <sup>2</sup> 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

③ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表 2-22](#)によって行うものとする。

表 2-22

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表歩掛は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。



新

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）  
 附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。

① 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、[表 2-24](#)によるものとする。

[表 2-24](#)

区 分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m <sup>2</sup> 未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m <sup>2</sup> から 200 m <sup>2</sup> 程度のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 m <sup>2</sup> から 600 m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 m <sup>2</sup> から 1,000 m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地 B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が 500 m <sup>2</sup> 以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注 1 住宅等の敷地であって 600 m<sup>2</sup>以上の場合は、農家敷地 A とし、農家住宅等の敷地であって 600 m<sup>2</sup>未満のときは、住宅敷地 C として取り扱うものとする。

注 2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

② 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表 2-25](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を 70 パーセントに補正するものとする。

旧

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）  
 附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。

① 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、[表 2-23](#)によるものとする。

[表 2-23](#)

区 分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m <sup>2</sup> 未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m <sup>2</sup> から 200 m <sup>2</sup> 程度のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 m <sup>2</sup> から 600 m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 m <sup>2</sup> から 1,000 m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地 B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が 500 m <sup>2</sup> 以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注 1 住宅等の敷地であって 600 m<sup>2</sup>以上の場合は、農家敷地 A とし、農家住宅等の敷地であって 600 m<sup>2</sup>未満のときは、住宅敷地 C として取り扱うものとする。

注 2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

② 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、[表 2-24](#)により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を 70 パーセントに補正するものとする。

新

表 2-25

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地 B	戸	敷地面積 150 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地 A	戸	敷地面積 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	

注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

旧

表 2-24

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地 A	戸	敷地面積 150 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地 B	戸	敷地面積 150 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地 A	戸	敷地面積 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人	

注 1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

新

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2-26](#)の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

[表2-26](#)

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

③ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表2-27](#)によって行うものとする。

[表2-27](#)

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

旧

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、[表2-25](#)の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

[表2-25](#)

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

③ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表2-26](#)によって行うものとする。

[表2-26](#)

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

新

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表2-28の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-29により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left( \text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表2-28の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査するものとする。

表2-28

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。
	A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。
	① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。
	② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。
	③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。
	④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。
	⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。
	B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。
	C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために植栽されている立木をいう。
	D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。
① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	
② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	

旧

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表2-27の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-28により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left( \text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表2-27の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査するものとする。

表2-27

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。
	A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。
	① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。
	② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。
	③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。
	④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。
	⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。
	B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。
	C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために植栽されている立木をいう。
	D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。
① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	
② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	

新

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のもは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のもを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のもを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のもを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

旧

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のもは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のもを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生のもを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のもを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪 炭 林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収 穫 樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

新

表 2-29

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技 術 員	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪 炭 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技 術 員	0.36	—	0.15	0.51 人	
収 穫 樹	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	吊り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技 術 員	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技 術 員	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技 術 員	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 2-30 の補正を行うものとする。

表 2-30

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、調査区域（敷地）内において、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 2-31 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-32 により行うものとする。

旧

表 2-28

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技 術 員	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪 炭 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技 術 員	0.36	—	0.15	0.51 人	
収 穫 樹	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	吊り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技 術 員	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技 術 員	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技 術 員	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 2-29 の補正を行うものとする。

表 2-29

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、調査区域（敷地）内において、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 2-30 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 2-31 により行うものとする。

新

表 2-31

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 2-32

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-33 の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 2-33

設備の延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 14,000 m <sup>2</sup> 未満
2.90	5.20	8.70	12.00

旧

表 2-30

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあって庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 2-31

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-32 の補正率表を適用するものとする。

注2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 2-32

設備の延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 14,000 m <sup>2</sup> 未満
2.90	5.20	8.70	12.00

新

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認められることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、[表 2-34](#)によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、[表 2-35](#)により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

[表 2-34](#)

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 3～4 m <sup>2</sup> 程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 3 画地程度)
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5～2 m <sup>2</sup> 程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 5 画地程度)
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 m <sup>2</sup> 以下程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 7 画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m <sup>2</sup> 当たり 3 基～5 基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m <sup>2</sup> 当たり 7 基程度あるもの

旧

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認められることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、[表 2-33](#)によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、[表 2-34](#)により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

[表 2-33](#)

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 3～4 m <sup>2</sup> 程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 3 画地程度)
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5～2 m <sup>2</sup> 程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 5 画地程度)
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 m <sup>2</sup> 以下程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 7 画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m <sup>2</sup> 当たり 3 基～5 基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m <sup>2</sup> 当たり 7 基程度あるもの



新

表 2-35

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m <sup>2</sup>	3 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33 人	
			技 術 員	—	—	0.16	0.16 人	
墳 墓 B	10 m <sup>2</sup>	5 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.27	0.27 人	
墳 墓 C	10 m <sup>2</sup>	7 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	
墳 墓 D	10 m <sup>2</sup>	3～5 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
墳 墓 E	10 m <sup>2</sup>	7 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	

注 1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注 2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、Ⅲ 権利調査 1 墓地管理者等の調査で行うものとする。

旧

表 2-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m <sup>2</sup>	3 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33 人	
			技 術 員	—	—	0.16	0.16 人	
墳 墓 B	10 m <sup>2</sup>	5 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.27	0.27 人	
墳 墓 C	10 m <sup>2</sup>	7 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	
墳 墓 D	10 m <sup>2</sup>	3～5 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
墳 墓 E	10 m <sup>2</sup>	7 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人	
			技 術 員	—	—	0.38	0.38 人	

注 1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注 2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、Ⅲ 権利調査 1 墓地管理者等の調査で行うものとする。

新

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、VI 移転工法案の検討までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（VI 移転工法案の検討 に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-36 により行うものとする。

表 2-36

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注 1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注 2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表 6-6 を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画図に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-37 により行うものとする。

表 2-37

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

旧

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、VI 移転工法案の検討までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（VI 移転工法案の検討 に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-35 により行うものとする。

表 2-35

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注 1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注 2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表 6-6 を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画図に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

(1) 建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 2-36 により行うものとする。

表 2-36

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

新

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、[表2-37](#)を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、[表2-38](#)により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、II 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

[表2-38](#)

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
照応建物の設計案の作成	設計案1案当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、II 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

旧

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、[表2-36](#)を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、[表2-37](#)により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、II 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

[表2-37](#)

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
照応建物の設計案の作成	設計案1案当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、II 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、VI 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

新

**Ⅶ 再算定業務**

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

**1 打合せ協議**

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

**2 現地踏査**

現地踏査の費用内容及び取扱いは、Ⅱ 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-1により行うものとする。

表7-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
			技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

**3 再算定業務（再調査不要）**

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表2-13、表2-19、表2-23及び表2-27の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（4）及び（5）により行うものとする。

旧

**Ⅶ 再算定業務**

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

**1 打合せ協議**

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

**2 現地踏査**

現地踏査の費用内容及び取扱いは、Ⅱ 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-1により行うものとする。

表7-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
			技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

**3 再算定業務（再調査不要）**

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（4）及び（5）により行うものとする。

新

**XII 地盤変動影響調査等**

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第 1 条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第 2 条第 5 号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第 4 条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第 7 条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

**[一] 事前調査、事後調査及び算定**

**1 打合せ協議**

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については 1 回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は 2 回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

**2 現地踏査**

現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 12-1 により行うものとする。

表 12-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.39 人	
			技師 B	0.39 人	
			技師 C	0.39 人	

**3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分**

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、II 建物等の調査 4 表 2-3、表 2-4 及び表 2-10 の区分によるものとする。

**4 事前調査**

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 12-2 により行うものとする。ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 60 パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

旧

**XII 地盤変動影響調査等**

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第 1 条の建物その他の工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第 2 条第 5 号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第 4 条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第 7 条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

**[一] 事前調査、事後調査及び算定**

**1 打合せ協議**

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみ業務実施については 1 回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は 2 回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

**2 現地踏査**

現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 12-1 により行うものとする。

表 12-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.44 人	
			技師 B	0.44 人	
			技師 C	0.44 人	

**3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分**

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、II 建物等の調査 4 表 2-3、表 2-4 及び表 2-10 の区分によるものとする。

**4 事前調査**

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 12-2 により行うものとする。ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

新

表 12-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.78	0.30	—	1.08人	
			技師 B	0.78	0.93	—	1.71人	
			技師 C	0.78	0.56	—	1.34人	
			技 術 員	—	0.58	—	0.58人	
木造建物B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.93	0.34	—	1.27人	
			技師 B	0.93	0.82	—	1.75人	
			技師 C	0.93	0.66	—	1.59人	
			技 術 員	—	0.50	—	0.50人	
木造建物C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.55	0.25	—	0.80人	
			技師 B	0.55	0.63	—	1.18人	
			技師 C	0.55	0.33	—	0.88人	
			技 術 員	—	0.47	—	0.47人	
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.59	0.22	—	0.81人	
			技師 B	0.59	0.92	—	1.51人	
			技師 C	0.59	0.19	—	0.78人	
			技 術 員	—	0.54	—	0.54人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	1.07	0.39	—	1.46人	
			技師 B	1.07	1.13	—	2.20人	
			技師 C	1.07	0.78	—	1.85人	
			技 術 員	—	0.68	—	0.68人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	1.06	0.40	—	1.46人	
			技師 B	1.06	1.39	—	2.45人	
			技師 C	1.06	0.73	—	1.79人	
			技 術 員	—	0.47	—	0.47人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.67	0.30	—	0.97人	
			技師 B	0.67	0.77	—	1.44人	
			技師 C	0.67	0.48	—	1.15人	
			技 術 員	—	0.59	—	0.59人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表12-3、木造特殊建物にあつては表12-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表12-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本表によらず表12-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

旧

表 12-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.60	0.21	—	0.81人	
			技師 B	0.60	0.17	—	0.77人	
			技師 C	0.60	0.79	—	1.39人	
			技 術 員	—	0.27	—	0.27人	
木造建物B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.72	0.22	—	0.94人	
			技師 B	0.72	0.20	—	0.92人	
			技師 C	0.72	0.88	—	1.60人	
			技 術 員	—	0.27	—	0.27人	
木造建物C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.33	0.14	—	0.47人	
			技師 B	0.33	0.17	—	0.50人	
			技師 C	0.33	0.51	—	0.84人	
			技 術 員	—	0.22	—	0.22人	
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.29	0.12	—	0.41人	
			技師 B	0.29	0.32	—	0.61人	
			技師 C	0.29	0.55	—	0.84人	
			技 術 員	—	0.35	—	0.35人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.89	0.23	—	1.12人	
			技師 B	0.89	0.47	—	1.36人	
			技師 C	0.89	1.21	—	2.10人	
			技 術 員	—	0.35	—	0.35人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.87	0.29	—	1.16人	
			技師 B	0.87	0.52	—	1.39人	
			技師 C	0.87	1.33	—	2.20人	
			技 術 員	—	0.24	—	0.24人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.45	0.19	—	0.64人	
			技師 B	0.45	0.28	—	0.73人	
			技師 C	0.45	0.85	—	1.30人	
			技 術 員	—	0.24	—	0.24人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表12-3、木造特殊建物にあつては表12-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表12-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表によらず表12-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

新

表 12-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物 等	戸	35 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.36	0.11	—	0.47人	
			技師 B	0.36	0.22	—	0.58人	
			技師 C	0.36	0.18	—	0.54人	
			技 術 員	—	0.14	—	0.14人	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 12-7 の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 12-7

戸当たり 延べ面積	35 m <sup>2</sup> 未満	35 m <sup>2</sup> 以上 65 m <sup>2</sup> 未満	65 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	150 m <sup>2</sup> 以上 225 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
3.00	4.00	5.30

旧

表 12-6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物	戸	130 m <sup>2</sup> 程度まで	技師 A	0.40	0.06	—	0.46人	
			技師 B	0.40	0.25	—	0.65人	
			技師 C	0.40	0.16	—	0.56人	
			技 術 員	—	0.12	—	0.12人	

(追加)

新

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 12-8 により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 12-9 の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 12-8

区分	単位	敷地面積	職種	内業			計	備考
				外業調査	図面等	算定		
工作物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.43	0.18	—	0.61人	
			技師 B	0.43	0.38	—	0.81人	
			技師 C	0.43	0.44	—	0.87人	
			技術員	—	0.32	—	0.32人	

注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注 2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表 12-9 の補正率を適用するものとする。

表 12-9

敷地面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 630 m <sup>2</sup> 未満	630 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,300 m <sup>2</sup> 未満	3,300 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.70

旧

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 12-7 により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 12-8 の補正率表を適用するものとする。

表 12-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
工作物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.21	0.06	—	0.27人	
			技師 B	0.21	—	—	0.21人	
			技師 C	0.21	0.47	—	0.68人	
			技術員	—	0.09	—	0.09人	

注 建物調査の歩掛（表 12-2）を計上した箇所については、本歩掛を計上しないものとする。

表 12-8

敷地面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
4.10	5.70



新

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 12-10 により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 60 パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 12-10

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物 A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.71	0.26	—	0.97 人	
			技師 B	0.71	0.74	—	1.45 人	
			技師 C	0.71	0.45	—	1.16 人	
			技術員	—	0.65	—	0.65 人	
木造建物 B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.84	0.37	—	1.21 人	
			技師 B	0.84	0.66	—	1.50 人	
			技師 C	0.84	0.61	—	1.45 人	
			技術員	—	0.50	—	0.50 人	
木造建物 C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.46	0.23	—	0.69 人	
			技師 B	0.46	0.74	—	1.20 人	
			技師 C	0.46	0.32	—	0.78 人	
			技術員	—	0.55	—	0.55 人	
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.57	0.28	—	0.85 人	
			技師 B	0.57	0.65	—	1.22 人	
			技師 C	0.57	0.23	—	0.80 人	
			技術員	—	0.51	—	0.51 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	1.17	0.36	—	1.53 人	
			技師 B	1.17	0.65	—	1.82 人	
			技師 C	1.17	0.33	—	1.50 人	
			技術員	—	0.60	—	0.60 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	1.00	0.38	—	1.38 人	
			技師 B	1.00	0.73	—	1.73 人	
			技師 C	1.00	0.54	—	1.54 人	
			技術員	—	0.74	—	0.74 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.66	0.23	—	0.89 人	
			技師 B	0.66	0.68	—	1.34 人	
			技師 C	0.66	0.38	—	1.04 人	
			技術員	—	0.63	—	0.63 人	

旧

5 事後調査

(1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 12-9 により行うものとする。

表 12-9

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物 A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.53	0.23	—	0.76 人	
			技師 B	0.53	0.23	—	0.76 人	
			技師 C	0.53	0.43	—	0.96 人	
			技術員	—	0.24	—	0.24 人	
木造建物 B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.64	0.23	—	0.87 人	
			技師 B	0.64	0.23	—	0.87 人	
			技師 C	0.64	0.54	—	1.18 人	
			技術員	—	0.24	—	0.24 人	
木造建物 C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.25	0.25	—	0.50 人	
			技師 B	0.25	0.26	—	0.51 人	
			技師 C	0.25	0.14	—	0.39 人	
			技術員	—	0.27	—	0.27 人	
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.27	0.27	—	0.54 人	
			技師 B	0.27	0.28	—	0.55 人	
			技師 C	0.27	0.16	—	0.43 人	
			技術員	—	0.28	—	0.28 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.85	0.21	—	1.06 人	
			技師 B	0.85	0.36	—	1.21 人	
			技師 C	0.85	0.62	—	1.47 人	
			技術員	—	0.37	—	0.37 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.80	0.27	—	1.07 人	
			技師 B	0.80	0.34	—	1.14 人	
			技師 C	0.80	0.54	—	1.34 人	
			技術員	—	0.51	—	0.51 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.20	—	0.67 人	
			技師 B	0.47	0.26	—	0.73 人	
			技師 C	0.47	0.27	—	0.74 人	
			技術員	—	0.39	—	0.39 人	

新

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12-3、表12-4及び表12-5の補正率表を適用するものとする。  
 注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときには、本表によらず表12-11により直接人件費の積算を行うものとする。

表12-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.20	0.11	—	0.31人	
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33人	
			技師 C	0.20	0.07	—	0.27人	
			技術員	—	0.09	—	0.09人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。  
 注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12-7の補正率表を適用するものとする。  
 注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

建物敷地内の工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は表12-12によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表12-9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表12-12

区分	単位	敷地面積	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.41	0.21	—	0.62人	
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79人	
			技師 C	0.41	0.28	—	0.69人	
			技術員	—	0.34	—	0.34人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。  
 注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表12-9の補正率を適用するものとする。

旧

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12-3、表12-4及び表12-5の補正率表を適用するものとする。  
 注2 建物1棟が複数の区分所有者により共同所有となっているときは、本表によらず表12-10により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表12-10

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
区分所有建物	戸	130㎡ 程度まで	技師 A	0.25	0.06	—	0.31人	
			技師 B	0.25	0.08	—	0.33人	
			技師 C	0.25	0.12	—	0.37人	
			技術員	—	0.08	—	0.08人	

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は表12-11によるものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12-8の補正率表を適用するものとする。

表12-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.21	0.12	—	0.33人	
			技師 B	0.21	—	—	0.21人	
			技師 C	0.21	0.24	—	0.45人	
			技術員	—	0.13	—	0.13人	

注 建物調査の歩掛（表12-9）を計上した箇所については、本歩掛を計上しないものとする。

新

6 算定

事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について、これらに要する直接人件費の積算は表12-13により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合には、本歩掛を適用しないものとする。なお、その場合は、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表12-13

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.21	0.12	0.33人	
			技師 C	—	0.72	0.24	0.96人	
			技術員	—	—	0.14	0.14人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.38	0.26	0.64人	
			技師 C	—	1.14	0.34	1.48人	
			技術員	—	—	0.15	0.15人	
区分所有建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	—	0.10	0.07	0.17人	
			技師 C	—	0.25	0.13	0.38人	
			技術員	—	—	0.04	0.04人	
工作物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	—	0.18	0.12	0.30人	
			技師 C	—	0.41	0.13	0.54人	
			技術員	—	—	0.08	0.08人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12-3、表12-5、表12-7及び表12-9の補正率を適用するものとする。

旧

6 算定

事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は表12-12により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合には、本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表12-12

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.23	0.15	0.38人	
			技師 C	—	0.58	0.13	0.71人	
			技術員	—	—	0.11	0.11人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.39	0.26	0.65人	
			技師 C	—	1.00	0.32	1.32人	
			技術員	—	—	0.13	0.13人	
区分所有建物	戸	130㎡ 程度まで	技師 A	—	0.04	0.06	0.10人	
			技師 C	—	0.31	0.12	0.43人	
			技術員	—	—	0.04	0.04人	
工作物	箇所	100㎡以上 500㎡未満	技師 A	—	0.19	0.13	0.32人	
			技師 C	—	0.39	0.08	0.47人	
			技術員	—	—	0.08	0.08人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表12-3、表12-4、表12-5及び表12-8の補正率を適用するものとする。

新

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表 12-14](#)により行うものとする。

[表 12-14](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.50 人	
			技師 B	0.50 人	
			技師 C	0.50 人	

旧

[二] 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表 12-13](#)により行うものとする。

[表 12-13](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.50 人	
			技師 B	0.50 人	
			技師 C	0.50 人	

新

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表 12-15](#)により行うものとする。

[表 12-15](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	0.06	0.04	0.10 人	
			技師 C	0.06	0.04	0.10 人	

注1 技師A 1名、技師C 1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表 12-16](#)により行うものとする。

[表 12-16](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	—	0.12	0.12 人	
			技師 C	—	0.24	0.24 人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表 12-17](#)により行うものとする。

[表 12-17](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	1.57	0.08	1.65 人	
			技師 C	1.57	0.46	2.03 人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

旧

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表 12-14](#)により行うものとする。

[表 12-14](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	0.06	0.04	0.10 人	
			技師 C	0.06	0.04	0.10 人	

注1 技師A 1名、技師C 1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表 12-15](#)により行うものとする。

[表 12-15](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	—	0.12	0.12 人	
			技師 C	—	0.24	0.24 人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、[表 12-16](#)により行うものとする。

[表 12-16](#)

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	1.57	0.08	1.65 人	
			技師 C	1.57	0.46	2.03 人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

新						旧					
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。	共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1			作業計画の策定		業務	1	
建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		建築物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1			現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1			木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1			木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1			非木造建物		棟	1	
	<u>建物</u>	<u>見積</u>	<u>棟</u>	<u>1</u>			建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1			機械設備		事業所	1	
	機械設備		事業所	1			機械設備	見積	台	1	
	機械設備	見積	台	1			生産設備		設備	1	
	生産設備		設備	1			生産設備	見積	台	1	
	生産設備	見積	台	1			附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物		戸	1			附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1			独立工作物		箇所	1	
	独立工作物		箇所	1			独立工作物	見積	箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1			立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。		庭園		箇所	1	
庭園		箇所	1		墳墓等		m <sup>2</sup>	1			
墳墓等		m <sup>2</sup>	1		建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1			
建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		照応建物の設計案の作成等		案	1			
照応建物の設計案の作成等		案	1		墓地管理者等調査		使用者	1			
墓地管理者等調査		使用者	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1			
打合せ協議	中間打合せ	回	1		法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。		
法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。	現況利用調査		m <sup>2</sup>	100			
現況利用調査		m <sup>2</sup>	100		聞き取り等調査(自治体)		機関	1			
聞き取り等調査(自治体)		機関	1		登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。		
登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	数量が1,000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数位を10 m <sup>2</sup> とする。							

新						旧											
	明渡裁決申立書（案）等の作成	物件有	件	1		明渡裁決申立書（案）等の作成	物件有	件	1		明渡裁決申立書（案）等の作成	物件無	件	1			
		物件無	件	1			物件無	件	1								
	図面の作成 その他参考図書の作成		件	1		図面の作成 その他参考図書の作成		件	1		図面の作成 その他参考図書の作成		件	1			
			件	1				件	1								
消費税等調査	打合せ協議		業 務	1		消費税等調査	打合せ協議		業 務	1		消費税等調査	営業調査有	事業者	1		
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1		消費税等調査	営業調査無	事業者	1								
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1		土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1		土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業 務	1			地域区分及び標準地選定等		業 務	1			地域区分及び標準地選定等		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1			標準地価格の算定		標準地	1			標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		1画地	1			各画地の評価格算定		1画地	1			各画地の評価格算定		1画地	1	
	残地補償算定		1画地	1			残地補償算定		1画地	1			残地補償算定		1画地	1	
	評価格の調整		業 務	1			評価格の調整		業 務	1			評価格の調整		業 務	1	
事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1		事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1		事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地調査		業 務	1			現地調査		業 務	1			現地調査		業 務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1			事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1			事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
			<u>区分所有建物等</u>	戸	1					<u>区分所有建物</u>	戸				1		
			工作物	箇所	1					工作物	箇所				1		
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1			事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1			事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
			<u>区分所有建物等</u>	戸	1					<u>区分所有建物</u>	戸				1		
			工作物	箇所	1					工作物	箇所				1		
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1			算定	木造建物・非木造建物	棟	1			算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
			<u>区分所有建物等</u>	戸	1					<u>区分所有建物</u>	戸				1		
工作物			箇所	1		工作物			箇所	1							
費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1		費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1		費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1			概況ヒアリング等		権利者	1			概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1			説明資料等の作成等		権利者	1			説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1			費用負担説明		権利者	1			費用負担説明		権利者	1	